

職業紹介事業許可有効期間更新申請提出書類一覧表【法人／個人】

提出様式	① 職業紹介事業許可申請書（様式第1号） ② 職業紹介事業計画書（様式第2号） ※申請事業所ごとに作成が必要です。	※1	※2	提出部数		
				原本	コピー	
				1部	2部	
				1部	2部	
添付書類	法人の場合					
	③	定款又は寄附行為 ・定款の条項が変更されているが最新の内容の記載が定款がない場合は、当該変更に係る株主総会の議事録を添付	◎	★	－	2部
	④	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※3	◎	★	1部	1部
	⑤	最近の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書		★	－	2部
	⑥	法人税の確定申告書（別表1、及び別表4）		★	－	2部
	⑦	法人税の納税証明書（その2 所得金額用）		★	1部	1部
	個人の場合					
	<青色申告・白色申告共通>					
	⑧	最近の納税期における所得税の納税申告書		★	－	2部
	⑨	納税証明書（その2 所得金額用）		★	1部	1部
	⑩	預金残高証明書（同一証明日）		★	1部	1部
	<青色申告の場合>					
	⑪	最近の納税期における所得税青色申告決算書		★	－	2部
	<白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみを作成している場合>					
	⑫	貸付残高証明書（同一証明日）		★	1部	1部
	⑬	不動産（土地建物）登記事項証明書（※3）及び固定資産税評価額証明書		★	1部	1部
	★財産要件 ※内容については別紙参照 基準資産額（資産〔繰延資産及び営業権（暖簾）を除く〕総額－負債総額≥350万円×紹介事業所数 法人・個人共通 ※添付書類（⑭、⑮、⑰）は申請事業所ごとに提出が必要です）					
⑭	職業紹介責任者講習受講証明書 許可有効満了日前5年以内に受講したもの			－	2部	
⑮	個人情報適正管理規程 ※様式例を参照	◎		－	2部	
⑯	役員・職業紹介責任者の住民票の写し ・本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）記載がないもの （従前の届出等で本籍の記載がある住民票を提出している場合は省略可能）	◎		－	2部	
⑰	業務の運営に関する規程 ※様式例を参照 ・取扱職種・地域の限定、手数料の設定等、その内容に応じて作成			－	2部	

○上記以外にも書類内容に応じて別途、確認書類（各種契約、覚書等）をお願いする場合があります。

※1・・・◎印：既に提出されているものに変更があった場合のみ提出を要します。

※2・・・★印：労働者派遣事業と同時に許可申請を行う場合、書類の添付が省略可能なもの。ただし、コピーの添付をお願いします。

※3・・・労働局が登記情報システムを利用することにより最新内容が記載された登記事項証明書を手に入れる場合は、添付を省略することができます。

添付を省略する際は、以下の情報をお知らせいただきますようご協力をお願いします。

- ・法人登記簿謄本を省略する場合・・・法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)
- ・不動産(建物)登記簿謄本を省略する場合・・・所在及び家屋番号(住所と異なる場合があります)又は不動産番号

提出期限	有効期間更新日の3ヶ月前まで ※申請にあたっては期限に余裕をもって手続きをお願いします。
更新申請手数料	収入印紙18,000円×職業紹介事業を行う事業所数 ・収入印紙は郵便局で購入 ・収入印紙は申請書に貼付せず持参してください
提出先	事業主(住所地)を管轄する労働局

☆注意

有効期間更新手続きされない場合は、有効期間満了後は職業紹介事業は行えません。

変更事項があり、届出されていない場合は、変更届の提出が別途必要となります。

職業紹介事業許可有効期間更新申請をされる事業主の方へ【法人／個人】

職業紹介事業許可有効期間の更新申請をされる場合の財産的基礎の要件の審査方法は次の通りです。

最近の事業年度における決算書類で財産的基礎の要件を確認します。

① 基準資産額※ が 350万円 以上

※基準資産額 = 総資産額（繰延資産及び営業権（のれん）を除く） - 負債の総額

財産的基礎にかかる計算表（最近の事業年度における貸借対照表から算出）

資産の総額	—	繰延資産・営業権	—	負債の総額	=	基準資産額
円		円		円		① 円

$$\textcircled{1} \begin{array}{|c|} \hline \text{基準資産額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline 500 \text{万} \times \text{事業所数} (\quad) \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

◎直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合は…

【法人】

公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産・負債の状況をあらためて審査します。

なお、許可有効期間更新に限り、公認会計士又は監査法人による「合意された手続実施結果報告書」による中間・月次決算でも可能です。

【個人】

①市場性のある資産の再販売価格の評価額が、基礎価格を上回る旨の証明

（例：固定資産税の評価額証明等）

②提出された預金残高証明書により普通預金、定期預金等の残高を確認できる場合

（複数の預金残高証明書を用いる場合は、同一日付のものに限る）に限り、当該額を基準資産額又は自己名義の現金・預金の額とします